



# 島根県報

令和2年1月24日（金）

第 7 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
保安林の指定（2件）	(森 林 整 備 課)	2
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	3

### 【公 告】

都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	3
--------------	-------------	---

## 告 示

### 島根県告示第33号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
松江市立病院	松江市乃白町32番地1	令和2年2月1日から 令和5年1月31日まで
松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	
松江記念病院	松江市上乃木三丁目4番1号	
総合病院松江生協病院	松江市西津田八丁目8番8号	
独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院	松江市玉湯町湯町1-2	
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	
雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	
町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	
島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1番地1	
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536-1	
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番12	
社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016番地37	
益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	

### 島根県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林の所在場所

松江市鹿島町上講武字棚子谷1644

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年1月24日

島根県知事 丸山達也

#### 1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町久見宮谷853-10（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第36号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年1月24日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成30年度～令和元年度	10枚	2冊	大庭②山代②	令和2年1月16日

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月24日

島根県知事 丸山達也

#### 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

#### 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課